

## 資料4 アスベスト飛散事象に係る今後の 対応方針（案）について

## 他市事例について

自治体名	事故発生年及び場所		評価対象者	アスベスト曝露濃度により算出した生涯曝露の発がん発生率
堺市	平成28年	北部地域整備事務所	保育園	100万分の0.17人（最大）
			集合住宅	100万分の0.017人（最大）
			市職員	100万分の0.35人（最大）
新潟県佐渡市	平成18年	市立両津小学校	生徒職員	100万分の4.4人（最大）
東京都文京区	平成11年	区立さしがや保育園	園児職員	10万分の6.3人（最大）

対応項目	堺市（案）	文京区	佐渡市
健康管理台帳の整備（名簿）	○	○	○
健康管理手帳の交付（記録）	通知により対応	○	○
健康リスク相談、心理相談の実施	○	○	○
健康に対する情報発信	○	○	○
調査票の送付	○	○	○
健康診断の実施	○	○	○
アスベストが原因で発病した場合の関連費用の負担	○	○	○
事故に関する対応窓口の設置	○	○	○
有識者との連携	○	○	○

## アスベスト飛散事象に係る今後の対応方針（案）について

アスベスト推定曝露量に基づく健康リスク評価において、「健康リスクは、健康面での経過観察や健康管理等の対応を今後とる必要はないと考えられるレベルであり、現時点では、さらなる情報収集や評価等の作業も必要ないと判断できるレベルであった。」という結果となったが、本事案は本市が発注した工事に起因したことを踏まえ、アスベストの曝露を受けた方々の立場に立って健康面に対する不安の解消に努めることとし、本市の今後の対応策として次の通り対応を行う。

### (1)対象者名簿の整備

直接アスベストのあった隣接保育園及び北部地域整備事務所の対象者名簿の作成、収集した名簿に基づき台帳の整備を行います。

（住所、氏名、生年月日、連絡先）

### (2)曝露に対する検証結果及び本市の対応策の送付

名簿記載者に対して曝露に対する検証結果及び本市の対応策を送付いたします。

### (3)健康リスク相談、心理相談の実施

年2回、医師による健康相談、臨床心理士による心理相談を実施いたします。

---

#### (4) 健康に対する情報発信

本市ホームページに本事案に係る懇話会関連の情報及びアスベスト関連情報を掲載いたします。

#### (5) 調査票の送付

名簿記載者を対象に、本市が毎年、現況調査票を配付し、現住所の変更の有無、相談事項等を把握を行います。

#### (6) 健康診断の実施

10年経過後の2026年度（平成38年度）以降、名簿記載者の内希望者を対象に、年2回、医師による胸部X線写真による検診を行います。（必要に応じて早期に検診を実施する場合あり）

#### (7) 記録の保存

本事案に係る関連資料等の永年保管いたします。

## (8) 因果関係の検証、救済制度給付のサポート

- 本事案での将来におけるアスベスト関連疾患の発症に対しては、独立行政法人環境再生保全機構による石綿健康被害救済制度の申請を本市がサポートいたします。
- 独立行政法人環境再生保全機構によって、アスベスト関連疾患の罹患が認められ、かつ本事案以外の曝露が原因でないと認められる場合において、機構により支払われた給付金も考慮してもなお、補償に不足すると認められるとき、本市は、当事者と協議の上、前記給付金に加算して費用を負担いたします。

(なお、機構からの給付金には、①医療費、②療養手当、③葬祭料、④救済給付調整金、⑤特別遺族弔慰金、⑥特別葬祭料がある)

## (9) 事故に関する対応窓口の設置

本事案に関連する対応窓口を建築部に設置いたします。

## (10) 有識者との連携

懇話会の有識者をアドバイザーとして委嘱し、本市の求めに応じ指導及び助言を受けられるような体制をつくります。